

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成26年9月10日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 渡邊重益
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 高橋晃	16番 鞠子幸則
17番 佐藤實	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第 4 号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 8 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 6 9 号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7 0 号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議案第 7 1 号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第 7 2 号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 7 3 号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 4 号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 5 号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 6 号 物品購入契約の締結について（平成 2 6 年度亶理町木造災害公営住宅（亶理江下地区）整備事業（復交））
- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度亶理中央地区工業団地（1 工区）造成工事）
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度亶理中央地区工業団地（2 工区）造成工事）
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度亶理中央地区工業団地（3 工区）造成工事）

- 日程第14 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成26年度亶理中央地区工業団地（4工区）造成工事）
- 日程第15 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成26年度亶理中央地区工業団地（5工区）造成工事）
- 日程第16 議案第82号 字の区域を変更することについて
- 日程第17 議案第83号 町道の路線廃止について
- 日程第18 議案第84号 町道の路線認定について
- 日程第19 議案第85号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第86号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第87号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第88号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第89号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第90号 平成26年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 報告第23号 平成25年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 報告第24号 平成25年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、15番 高橋 晃議員を指名いたします。

日程第2 議案第68号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例  
の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第2、議案第68号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、初めに議案第68号につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第68号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、別冊の新旧対照表を使って説明申し上げますので、別紙の条例の新旧対照表の1ページ、議案第68号資料、表題が財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに、今回の一部改正につきましては、再生可能エネルギーのさらなる普及と行政財産の有効活用を図るために、公共施設における太陽光発電設備等の屋根貸し事業を行うことができるよう、それに対応する条例の一部改正を今回行うものでございます。

行政財産の目的外使用につきましては、今回一部改正を行います財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第8条に定めておきまして、第8条を読み上げますと、第8条、行政財産の目的外使用ということで、「他の条例に定めるものを除くほか、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可されたものからは、別表に掲げる使用料を徴収する」ということで、第1項に定めら

れておりまして、その別表につきましては、土地、建物、動産の3つ財産の種類に区分されております。

しかしながら、今回の太陽光発電に設備に係る屋根貸しにつきましては、区分としては建物に該当いたしますが、現在の条例では屋根を貸すという考え方がなかったために規定されておらず、そういったものに対応できるよう今回条例の改正を行うものでございます。

この新旧対照表の右側の部分、現行の欄で建物部分をごらんいただきたいと思っております。

分類的には1つで使用料が「建物価額の10%に相当する金額に光熱水費等の実費を加算した額」となっているため、ここの部分の前段に表の左側になりますが、改正後にありますように使用の目的の欄になりますが、「太陽光を電気に変換する設備及びその附属施設（これらの設備に附帯して設置されるものを含み、屋根、屋上部分及び壁面に設置されるものに限る。以下「太陽光発電設備」という。）の設置」という文言を加えて、使用料の欄に「使用する面積（屋根又は壁面を使用する場合にあっては、当該太陽光発電設備の平面を垂直に当該屋根又は壁面に投影するものとした場合における当該投影部分の面積）に太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を勘案して当該太陽光発電設備ごとに町長が定める額を乗じて得た金額に1.08を乗じて得た金額」という文言を追加するものでございます。

先ほど説明しましたが、今までの記載条文の「建物価額の10%に相当する金額に光熱水費等の実費を加算した額」の文言をその下にその他として残すという内容でございます。

議案にお戻りいただきたいと思いますが、1ページでございますが、附則といたしましてこの条例については、平成26年10月1日から施行する内容でございます。

今回のこの内容につきましては、宮城県が県の震災復興計画の中で、再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーの導入をうたっていることから、県が主体となりまして推進している事業でございます。新聞等でも掲載されましたが、県内に建設される災害公営住宅の屋根に発電業者による太陽光発電設備を設置することで、再生可能エネルギーの普及と町におきましては使用料を得ること

により財源の確保を図るものでございます。

具体的には県と町との間で業者の公募から事業実施までの業務に関する協定を結び、町に屋根等を借りて実施する事業者を県が一括して公募いたします。町は行政財産の目的外使用許可によりそれぞれの災害公営住宅の屋根を発電業者に二十数年間貸与し使用料を得るという内容でございまして、今回改正する条例の文面につきましては県の改正と同じ内容になっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回の課長の説明等は、河北新報7月4日に掲載されておりましたけれども、ここには使用料は1平米あたり年額50円程度、そして事業期間は法律などに基づき約22年、そして亘理町の災害公営住宅になると思いますけれども、プロポーザルで業者を決めるということで、町はそういう部分では一切県にお任せという形なるのでしょうか。

あともう1点。町の屋根の面積、そして使用料は年間どれぐらいになるのか。今計算している部分で示していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 公募を現在県で実施しております。その公募の条件とか内容等につきましては、関係市町村も入った会議等の中で県が原案をつくって、それに市町村が修正意見等をお寄せしてつくり上げているという状況でございますので、市町村の意見等も反映された内容でございます。

それから、2点目でございますが、現在公募中でございますが、県では新聞報道等にもございましたがおおむね1平米当たり50円程度ということで考えておるようでございますが、実際どれぐらいの金額で入札がされるかどうかはまだ未定でございますので、はっきりした金額というのは町ではお出ししておりません。公募の結果、業者が決まってその応札の金額が固まれば、町でお貸しする面積を乗じた金額が年間町に入ってくるということになります。

亘理町で今回の事業に対応できるということで一応登録している災害公営住宅でございますが、基本的に集合住宅をのせております。荒浜の西木倉住宅、それから亘理の上浜街道、それから下茨田の集合住宅、それから吉田大谷地の集合住

宅、この4カ所の集合住宅を一応候補として上げてございます。同じようにほかの市町村からも今回の事業にのれる公営住宅ということで候補を上げて、それを一括して県でまとめて公募をかけるということになります。応募する業者さんはその中でどこの災害公営住宅を使うかというのは、これは応募者の自由裁量になっておりますので、亘理町の候補として上げた災害公営住宅の屋根が全て使われるかどうか、これは業者さんの判断になるわけでございます。当然建物の構造ですとかそれぞれ配置の場所によりまして電線の据えつけとかいろいろ条件があるかと思っておりますので、そういったものを総合的に業者さんが判断をして採算がとれるという金額での応札になるということになるかと思っております。以上、ご理解いただければと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） じゃ、面積等はまだわからないということによろしいのでしょうか。そして、今後災害公営住宅だけでなくいろいろな学校の屋根とかそういう部分は、今後考えていかれるのかどうか。この点、またお聞きしたいと思えます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 面積につきましては、今申し上げましたとおりはっきりした数字というのは出ておりません。

それから、今回のはあくまで県が主催して実施する災害公営住宅に限定したものであることとでございます。いわゆる今後業者を新規で募集する関係で、やはり期間的には二十数年、30年近い耐用年数がないと、この事業はなかなか採算がとれないということがございまして、いわゆる既存の建物、例えば築数十年とかそういった建物でどれぐらい太陽光パネルを設置できるかというものがある程度読めない、業者側としても計算ができないということで既存の建物は除外されているという状況でございます。あくまで新築の建物で、その設計図とか構造とかそういったものがある程度資料が直近でそろいますので、そういったものを対象にしているという事情でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今災害公営住宅、間もなく西木倉は10月1日から入居可能になりますけれども、まず入居者に迷惑にならないようにということと、もう1点ですけ

れども、今つくっている災害公営住宅の屋根はそういう太陽光発電が設置できるような感じで作っていたのかどうか。その1点、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在西木倉の集合住宅につきましては工事が完成しているわけですが、既に町でこの災害公営住宅建設事業の中で、3棟のうち南側の1棟に太陽光パネルを設置しております、既に。これは今回の事業とは別で、あくまで西木倉の集合住宅が災害時に停電になったときに使うための太陽光パネルというのは設置されております。

同じコンクリートの建物の構造で2号棟、3号棟もつくっておりますので、基本的に太陽光パネルは乗せられる構造になっているということになりますので、あとは応募される業者さんが図面等を見て、どういった金具でどういった工法で設置をされるのか。当然建物にひび割れとか雨漏りとかそういったことが発生しないような取り付け工法をしていただくんですが、万一そういったことがあった場合には当然補償していただくということで、安全策も事業の中で考慮されているということでご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私からは、まず1つ目、太陽光発電設置費用は誰が負担するんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 県の公募に応募された業者が負担します。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この太陽光発電によって電気をつくるわけですが、売電するかどうかは業者の判断と考えていいですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） これは、いわゆる県の公募に応募される業者が電力会社に売電をして、そして利益を得るという事業でございますので、当然売電が前提となる事業でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第69号 亘理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第69号 亘理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。

議案書の2ページ、それから新旧対照表も2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 亘理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例。

亘理町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、平成24年に制定されました子ども・子育て関連3法の一つ、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、児童福祉法の一部改正がありました。それに伴いまして改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、引用する法律条項の改正によりまして「第34条の

7」を「第34条の8の2第1項」に、「同法第6条の2第2項」を「同法第6条の3第2項」に改めるものでございます。

次に、第4条についてでございますが、これまで放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブの対象児童につきましては、おおむね10歳までの児童とされていたものが今回の児童福祉法の改正で小学6年生までに改正されることから、「小学校に在学する児童」に改正をし、あわせて第2号の4年生から6年生までの特例的な対象を削除し、第4条の第3号を第2号に繰り上げるものでございます。

議案書2ページに戻っていただき、附則の関係でございますが、施行日は法律の施行の日とするもので平成27年4月予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしく審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されましたけれども、今までは基本的には1年から3年生と。ただし、特別な事情がある場合は4年生から6年生も申し込みできると。あともう一つは、利用可能な場合も申し込みできるとなっておりますけれども、今度は1年生から6年生まで申し込みができると。それぞれに定員がありますけれども、申し込みができると考えていいんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 申し込みができます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そのときに、それぞれの児童クラブの学童保育の状況によりますけれども、1年生から6年生まで受け入れることができるようになったときに、指導員の確保はどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 指導員の確保につきましては、後ほど説明申し上げます設備及び基準等の関係の条例に基づきましての人数が必要になりますので、その確保をしなければならぬということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 施行は来年の4月からですけれども、6年生まで拡大されたという

ことを保護者にどういうふうに説明しますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 27年度の保育所も含めて入所、それから児童クラブの入会申し込みのご案内の中で広報、ホームページ等で、あとは施設の中で現在いるお子さんたちの保護者についても説明をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第70号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第70号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第70号、議案書の3ページになりますけれども、そちらの説明をさせていただきます。

議案第70号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新たに制定するものでございます。

この内容等につきましては、この後の2つの条例も含めて全員協議会であらかじめ概要等を含めて主な部分を説明しているわけなんです、3条例あわせまして全文の朗読をしますと大変時間かかりますので、主な部分のみご説明をさせていただきたいと思っております。

それで、制定の理由につきましては、第1条、趣旨にありますとおり児童福祉法の改正に伴いまして、改正後の同法第34条の8の2第1項の規定において、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないことから条例を定めるものでございます。

また、同条第2項におきまして、条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその人数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌することとなっております。今回の条例案につきましては、参酌すべき基準につきまして地域的な特殊要素もないことから、国の基準と同様に定めております。

それでは、まず第2条の定義でございますが、これはほかの条例にも絡んでくるのでご説明させていただきたいと思っております。

第2号の児童につきましては、満18歳に満たない者ということでさらに区分がありまして、乳児が満1歳に満たない者、それから幼児が満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者、小学校入学前までということになります。それから、少年が小学生から満18歳に達するまでの者と区分されております。

次に、第3条から第8条まででは、この条例で定める基準は最低の基準であること、そして事業者は子供の人権に配慮して児童の健全育成を図ること、非常災害に対する対応や職員の知識、技能の向上など基本的なことや一般原則を定めております。

なお、第5条第6項につきましては、本町独自の盛り込みで事業者の役員等について暴力団を排除する規定であります。

5ページ上段の第9条でございますが、児童クラブ室の面積と設備の基準を定めており、これまでの国のガイドラインと同じ児童1人当たり1.65平方メートルとしております。

次に、国に従うべき基準となります第10条では職員の人数と資格要件を定めております。1クラスごとに2名の放課後児童支援員を置くこと。そのうち1名は補

助者で対応できることや、資格要件として支援員は保育士とか社会福祉士の資格のある者とか、または高卒で2年以上児童福祉事業に従事した者等であって県知事が行う研修を修了した者と定めております。なお、この研修を修了した者とする資格要件については、附則で平成32年3月31日までの5年間猶予する経過措置が設けられております。また、同条第4項、6ページ中段でございますが、1クラスの人数をおおむね40人と定めてございます。

次に、第14条、7ページになりますけれども、運営規程についてであります、事業者はここに掲げる1号から11号までの項目について規程を定めることとなります。

8ページの第18条では、開所時間及び日数の原則について規定しており、夏休み期間中などの授業の休みの日は1日につき8時間以上、普通の授業のある日においては1日3時間以上の開所時間が原則となります。また、開所日数は1年につき250日以上を原則としております。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、先ほども趣旨の中で申し上げた法律の施行の日からということで27年4月を予定してございます。それから、2項につきましては、研修を受けた者という資格要件があったんですが、それについては5年間の猶予を設けるという経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今課長から説明ありましたけれども、例えば指導員の配置基準とか施設でいえば児童1人当たりの面積は、今まで国はガイドラインで決めておりましたけれども、亘理町は今まで要綱か何かで決めてあったんですか。それとも、決めていなかったんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 決めてはございませんが、これまでの国のガイドラインに沿って基準以上に設けてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今までは決めていなかったけれども、国のガイドラインに基づいてやってきたと。今度は条例を制定して、いわゆる法的拘束力を持たせるようになって

おります。

もう1点お伺いしますけれども、例えば施設面積で児童1人当たり1.65平方メートルですね。これは、既存の学童保育及び来年4月にできるであろう荒浜の児童館の面積はクリアしているんですか。それとも、クリアしていないところもあるんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 新たに設ける施設につきましては、これまでの国のガイドラインを基本的に考えて設計、工事しておりますのでクリアいたします。（「今までのやつは。既存のやつは」の声あり）既存のやつもこのガイドラインに沿ってやっていますので、クリアしています。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後ですね。

例えば保護者の皆さん及び指導員の皆さんなどの要望があつて、例えば今説明ありましたけれども、1クラス2人以上、1名は有資格者ですね。それよりも指導をもっとふやす必要があるということで、例えば20人までは3人とか、21人から30人までは1人ふやすとか、面積を1.65でなくて1.98平方メートル必要だという要望があれば、この条例と変わりありますけれども、そういう要望があつた場合は今後どう対応されますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回枠の拡大もございますので、あわせまして現在の中でも互理と逢隈については、若干互理は解消したと思うんですけれども、逢隈は少しまだ待機の方がいらっしゃるかと思います。そういった関係も含めると、面積的にも現状の1.65のままで進めてまいりたいと思いますし、指導員につきましてもなかなか保育士等の資格を持っている方がベターなんですけれども、そういう方についてもなかなか応募がないというのが現状でございますので、さらに枠というか拡大して配置することはなかなか厳しいものと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 8ページの第18条、開所時間及び日数という中で1項、2項、開所時間については当該事業所ごとに定めるんだということになっておりますけれど

も、これは（１）の中では夏休みとかについては１日につき８時間、そうすると事業所ごとということとは各学校ばらばらだという理解でいいのか、１つは。私は、最終の閉所時間といいますか終了時間はやっぱり町の条例で例えば夕方何時、夜何時とかそういうふうを決めるべきじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 現実的にこの児童クラブ、放課後児童健全育成事業につきましては、町がやっております。今回の児童福祉法の改正の中では町村以外もできることになるにはなるんですが、実質的には町がその状況などを判断しながら行うようになるわけなので、時間につきましては町内の公立の施設を利用しているわけですので、町一本でばらばらではなくて町で定めるということになってきます。現在も条例施行規則等で定めておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

４番（小野一雄君） そういう答弁であれば、この18条の文言を事業所ごとに定めるのではなくて、町の指導によるとかなんとかという統一した文言に整理すべきではないのかなと私は思うんですけれども、どうですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 実質的にはほかの事業所もできると法律ではなっているので、その辺あわせて町の部分については町で一本で条例施行規則等での定めになるわけなんですが、各事業所等につきましては、もしやる場合については事業所ごとに定めというのが厚生労働省でも示している基準でございますので、同様にしたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 議案の16条の中身についてなんですけれども、第２項で要するにその事業者のほうで、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないという文章になっているんですが、こうしますとやっぱり事業所によって守秘義務の取り扱いに差が出るということになるかと思うんですが、むしろ普通であれば第１項の後ろに職を辞した後も同様とするという方法もあったのかなと思うんですが、こ

の場合の条文どおり捉えますと、ある程度守秘義務の最低限度を守られていれば、あとはばらつきが出ることも想定しているという内容なんではないでしょうか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 第16条につきましては、1項で職員は秘密を漏らしてはならないという規定を設けてございます。それで、事業者は職員がそういうことのないように必要な措置を講じなければならないということで、十分に注意とかペナルティーとかそういうものをもって対処してくれということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第71号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第71号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをごらん願います。

この条例につきましても、議案第70号と同じく児童福祉法の改正に伴い市町村において基準を定める必要があるものです。

初めに、家庭的保育事業等、すなわち地域型保育事業についてであります。この事業は、子ども・子育て新制度により新たに市町村の認可事業として位置づけられます。待機児童の解消に向け、または逆に子供が減少している地域の対応として多様な保育の提供を可能とする事業で、原則3歳未満のお子さんが対象となるものでございます。

この地域型保育事業の類型としては、10ページの目次にありますように1つは家庭的保育事業でございます。この事業は、現在町内で1カ所行っておりますが、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象に保育を実施するもので、保育者の居宅等で行うことになります。

2つ目としては、第3章にあります小規模保育事業でございます。利用定員が6から19人ということで、A型、B型、C型がございます。

3つ目は、居宅訪問型保育事業で、保育を必要とする子供の居宅において保育する者とお子さんとの1対1で行うもので、主に特別なケアが必要な子供の保育や母子家庭などの保護者が夜間勤務する場合などに対応する事業となります。

4つ目は、事業所内保育事業で、企業が主として従業員の仕事と子育て支援として保育を実施するもので、地域において保育を必要とする子供の保育も提供することになります。

これらの事業についての認可基準を定める条例でございまして、厚生労働省で従うべき基準、参酌すべき基準が定められておりますので、前議案同様の考えで国の基準同様に定めております。

第1章、まず総則の関係でございますが、第1条から第21条まででございますが、条例制定の趣旨、それから4つの事業における一般原則や基本的な考えを定めてございます。

12ページの第5条第7項につきましては、町独自の盛り込みでございまして暴力団排除の規定を入れてございます。

また、次の第6条、保育所等との連携は従うべき基準でございまして、連携する認可保育所、それから幼稚園、あるいは認定こども園を適切に確保することを規定してございます。

13ページの第11条から第13条までも従うべき基準でございまして、子供を差別せず平等に扱うこと、虐待しないことなどを規定しております。

食事、すなわち給食につきましては、14ページの第15条で提供方法、それから栄養献立等について定めてございます。

16ページの第18条でございしますが、事業者は事業の運営において各項に定める項目について規程を定めることとしております。実質的には11項目のうち10項目は定めることとなります。

次に17ページ、第2章家庭的保育事業についての基準でございしますが、一番下の23条で職員について定めております。この文をちょっと読ませていただきたいと思っております。

第23条、職員。家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。第1号、調理業務の全部を委託する場合。第2号、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合。

第2項、家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）ということで、その研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。1号、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。法第18条の5及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しないということで、成年後見人、保佐人、それから禁固以上の刑を受け執行済み後2年経過していない者、それから児童を虐待した者、虐待防止法の中での規定でございしますが、そういったものが該当しないことが条件ですよということになります。

それから、3項で家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者、これも研修を受けた者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。とともに保育する場合は、5人以下まで保育ができるという内容になります。こちらにつきましても、職員の関係でございしますので国の基準に従って定める項目になります。

次の第24条では、保育時間は1日8時間を原則として、保護者の労働時間等を考慮して事業を行う者が定めることとなります。

次に、小規模保育事業の基準であります。19ページ上段、第27条で、A型、B型、C型の区分をしてございます。

第28条からA型の基準について定めております。第28条では、乳児または満2歳に満たない幼児を利用させるA型には、乳児室又はほふく室、調理設備および便所を設けること。第2号では、乳児室又はほふく室の面積は子供1人につき3.3平米以上であること。また、5号では2歳以上児利用にあつては、保育室または遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98平方メートル以上。屋外遊戯場の面積は、1人につき3.3平米以上と定めてございます。7号におきましては、2階建て以上の場合の建物の基準ということで定めてございます。

21ページ、第29条、職員については、これも従うべき基準でございますのでごらんいただければと思います。今回は読みません。

第30条が準用規定で、家庭的保育事業の24条から26条までの保育時間、保育内容、保護者との連絡について準用するものを定めてございます。

次に、31条は小規模保育事業B型の職員の規定であります。内容は、記載のとおりでございますが、A型では全員の職員が保育士でありましたが、B型では保育従事者の数の半数以上が保育士という条件になります。

次に、23ページの32条ですが、準用規定でございます。A型での家庭的保育事業の準用に加えまして、A型での設備基準、第28条を準用すると規定してございます。

第33条から小規模保育事業C型の基準となります。33条の設備の基準でございますが、A型、B型は同じ基準となりますが、C型については家庭的保育事業に近い施設であることから、2歳以上の幼児の利用にあつては、1人当たり3.3平米の保育室等の面積要件としてございます。

34条が職員の規定になります。

第35条で利用定員について定めてございます。6人以上10人以下と。A型、B型は6人から19人なんです。C型については6人以上10人以下と定めてございます。

第4章、居宅訪問型保育事業についてでございますが、第37条では一番初めに類

型を申し上げました。その中で、特別なケアが必要な子供の保育や母子家庭等の保護者が深夜勤務する場合などにおいて提供する事業ということで規定しております。

25ページの39条では、この条例における家庭的保育者1人が保育する乳幼児は1人と規定してございます。

次に、第5章、事業所内保育事業でございますが、42条では従業員のお子さん以外の受け入れ枠を定めてございます。例えば8人から10人以下の利用定員であれば、従業員のお子さん以外に定員のうちの3人は地域の保育を必要とする子供を入れなさいという規定でございます。

第43条では、利用定員が20人以上の事業所内保育事業所の設備の基準を定めております。

第44条が20人以上の事業所の職員について定めており、保育士、嘱託医、調理員を置くことや、保育士の数は2項で各号に定める数の合計数以上とし、合計数が1人であっても2人以上置きなさいという規定をしてございます。また、3項では事業所に勤務する保健師、看護師を1人に限り保育士とみなすことができる規定を設けてございます。

次に、第47条では利用定員が19人以下の場合の事業所の保育事業の職員について規定してございます。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する整備等に関する法律ということの施行の日からということで、27年4月1日を予定してございます。それから、2項、3項、4項、5項については、国の定める基準で食事の提供の経過措置、それから連携施設に関する経過措置、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置ということで、5年間の猶予の経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 14ページ、第14条の衛生管理等についてですが、ここに必要な医薬品その他の医薬品、これは管理を適正に行わなければならないとありますけれど

も、管理者は資格を持っている方を置くのかどうかということと、どのぐらいの薬品を扱うのかなということ伺います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 責任者につきましては、当然施設長等置くようになろうかと思うんですが、ただ、薬事法なりその関係での資格を有する人になってくればそれなりの人を置くようになろうかと思えます。

それから、薬品の量等につきましては、そこまで把握していない状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それから、もう一つは16条の4項、アレルギー、アトピー等の配慮ということで食事の件ですね。こういった子供がいる場合は、どのような食事を、家庭から持ってくるのか、それともこちらでそれなりのものをつくるのかどうか伺います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） こちらについては、経過措置があつて自園調理が前提なんですが、給食を行わないことも5年間是可以ようになります。それで、この対応につきましては、保育所でもそうなんですが、保護者の方からいろいろと状況をお聞きしまして、それに見合った原材料を使わないということで別枠で提供するような形を保育所ではとってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それから、もう一つなんですが、19ページの設備の基準でほふく室なんですけれども、これは畳にするんですか。それとも、板張りにするんでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） そこまでちょっと具体的には考えていないんですが、一般的にうちの保育所ですとカーペットなり畳なりということで、はいはいができる体制をつくってやるということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） 私から小規模保育事業についてお尋ねいたします。

先ほど課長説明されましたけれども、いわゆるA型ですね。これは職員は全て保

育士と。C型、これはいわゆる家庭型ですね。これは、全ての職員が保育士の資格を持っていなくても研修修了すればオーケーと。中間のB型が2分の1以上が保育士の資格を持っている方となりますけれども、いわゆる保育士の資格を持っていない子育て支援員、この研修はいわゆる共通研修として10時間、専門研修として5時間から15時間となっておりますけれども、まずこれでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 内容的には今国でいろいろ決めているのかなと思っております。

具体的にちょっと情報まではつかんでおりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 研修は最大でも25時間なんです。保育士の資格を持っている保育を行う人と、資格を持っていないわずか25時間の研修で保育するのは全く違います。全ての職員が研修で済ませるということになれば、子供たちの何よりも安全にすごく影響があると思えますけれども、その点どう考えておりますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 安全面についても配慮の関係を盛り込んでございますので、十分配慮していただくものと思っておりますが、研修の受講に際しても研修だけでなく自己の中でもいろいろ研さん、技能の習得なども図っていただき、子供をより安全に保育をできるように施設に重々お願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 条例上は小規模保育A、B、Cと規定されておりますけれども、今後小規模保育を行いたいという事業者が町に進出した場合、基本的には子供の安全を確保するという観点からA、B、Cと規定はされておりますけれども、基本的には小規模保育A型を導入するという姿勢が大事だと思うんですね。その点、いかがですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回の新制度の中で、前段で申し上げましたが、待機児童を含めたいろいろな関係で多様な保育の提供ができるということでございますので、A型にとらわれずうちではやっていただける事業所があればお願いはしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第72号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第72号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

32ページになります。

この条例につきましても、新たな子ども・子育て支援制度におきまして、1市町村において条例を定める必要があり制定するものでございます。

まず、幼稚園、認定こども園、保育所といった教育・保育施設は、県の認可を受けまして市町村の確認を受けることで施設型給付対象の特定教育・保育施設となります。また、前の議案で説明しました家庭的保育事業等の地域型保育事業については、市町村の認可と確認を受けることで、地域型保育給付対象の特定地域型

保育事業となります。

この条例では、確認の基準について定めるもので、他条例と同じく内閣府令で定める基準、従うべき基準と参酌すべき基準がありまして、それに基づいて定めておりますが、参酌すべき基準については、本町において地域的な特殊事情が認められないことから国に準じて制定をしております。ただし、町独自の規定として第3条第5項に暴力団排除の規定を盛り込んでございます。

それでは条例の内容についてご説明します。

第1条から第3条までは、総則でこの条例の趣旨として定める根拠や用語の定義、それから良質かつ適切な保育の提供や、子供の意思や人権を尊重しての保育提供努力などの一般原則を定めてございます。

第4条、利用定員に関する基準では、特定教育・保育施設の利用定員は、20人以上とすることとしております。先ほどの小規模の関係では6人から19人までということになってはいますが、20人以上ということでございます。また、第2項では認定こども園は、認定の関係の1号、2号、3号認定の区分ごとに定員を、それから幼稚園にあつては1号認定の区分で、保育所にあつては2号認定と3号認定の区分ごとに定員を定めるものとしております。この第4条は従うべき基準でございます。

次に、35ページの第5条から34条までが特定教育・保育施設の運営に関する基準となります。

第5条では、利用申込者には施設の運営方針や提供する教育・保育の内容、さらには職員の勤務体制など重要事項を説明し、同意を得なければならないとしてございます。こちらも従うべき基準になります。

第6条についても従うべき基準になりますが、施設は申し込みを受けたときは正当な理由なくこれを拒んではならないこと、また定員を超えた場合については抽選など公正な方法での選考、それから保育の必要性の高い者から優先的な選考をすることとしてございます。

第7条のあっせん、調整及び要請に対する協力についても、従うべき基準でございます。

次に、38ページの第11条、小学校等との連携であります。保育所や幼稚園から小学校へ、あるいは他の施設へ移るに当たっては、子供が円滑に移行を接続でき

るように連携に努めるよう定めてございます。

38ページの第13条の規定につきましても、従うべき基準でございます。

40ページの第15条につきましては、特定教育・保育施設は幼稚園教育要領、それから保育所保育指針にのっとりた教育・保育の提供を適切に行うこととしてございます。こちらも従うべき基準でございます。

41ページの第20条では、施設運営の重要事項に関して規程を定めなければならないとしており、項目を定めてございます。

次に、43ページの第24条から第27条までに規定する平等の原則、それから虐待の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持については、こちらも従うべき基準となっております。

45ページ、第32条では事故発生、またはその再発を防止するための措置を定めてございます。事故発生時の対応等の指針の整備、事故の分析と改善策、事故防止のための研修などがございます。また、速やかなる市町村への報告も盛り込んでございます。

47ページに移ります。中段から特定地域型保育事業の運営に関する基準となります。

第37条では、利用定員に関する基準等で、家庭的保育事業の利用定員は1人以上5人以下、補助者がついた場合の5人になりますけれども、それから小規模保育事業所A型、B型が6人以上19人以下、同じくC型が6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業については1人、2項ではゼロ歳児の区分と1歳から2歳の区分で利用定員を定めることとしております。

次の第38条及び第39条、並びに40条については、特定教育・保育施設の基準とほぼ同じ内容であります。これら条文も従うべき基準となっております。

52ページ、第44条と第46条については、家庭的保育事業等の設備及び運営基準の条例の第18条及び第25条などと同じような内容で定めてございます。

最後に、附則でございますが、55ページになります。施行期日でございますが、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するということで、27年4月を予定してございます。第2条、それから第3条、第4条、第5条までは、省令で従うべき基準となっております、それぞれの項目について経過措置が設けられてございます。

最後なんです、第6条亶理町保育所条例の一部改正ということで、児童福祉法の改正に伴いまして保育所条例の中で文言を1カ所変更する必要が生じました。内容的には、第2条中の「保育に欠ける」が「保育を必要とする」という表現に変わったことによりまして改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、第1点目。今課長が最後に説明されましたけれども、児童福祉法第24条1項、これは市町村の保育責任を定めておりましたけれども、今説明ありましたとおり、文言上「保育に欠ける」を「保育を必要」となっております。

ただし、2012年の当初の案では、この児童福祉法第24条第1項は削除されていたんですね。ですけれども、保育関係者の運動などで残ったということで、基本的には今まで従来どおり市町村が保育の実施責任があると見ていいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） そういうことかと思いますが、その責任をどこまでの責任かといえますと、必ずしも全部が全部現状的には入れないということであれば、必要度の高い方からの優先ということも今回の条例の中で盛り込んでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 市町村の責任は、私はより一層この子ども・子育て支援制度で大きくなったものと思います。それはなぜかということ、子供の年齢と保護者の就労の条件によって認定を行い、そして調整を行う。要するに、需給調整というのは変な言葉ですけども、調整を行うということが、そして説明責任を負うということで市町村の責任は重くなったと思います。

保育の水準というのは、子供たちのための保育の内容及び職員の待遇改善、少なくとも今まで亶理町でやってきている保育の水準、これは最低でも後退させないというふうにそういう姿勢で臨む必要がありますけれども、どうですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 各施設を教育福祉常任委員長さんとしても訪問されていると思い

ますが、その中で職員の声も聞いていると思いますが、職員については、子供たちのためにそれぞれ自己研さんなり研修なり実費等で行ったりして、よりよい保育、子供の成長のために保育の質の向上を十分に図っているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 新しい制度は先ほど説明ありましたが、地域型給付で4つのタイプ、認定こども園及び児童福祉法第24条1項による市町村の保育所、並びに新しい制度に入れられない私立幼稚園というようにさまざまな施設があるわけですが、町の行ったアンケートでは平日の幼児教育・保育施設の今後の利用意向ということで、6割の方が認可保育所、これは社会福祉法人も含めて町も含めて認可保育所を6割は利用するとなっています。ですから、いろいろタイプはありますけれども、少なくともまだ従来どおり認可保育所を中心にして待機児童解消及び保育の充実を行うということが大事だと思うんですけれども、それはいかがですか。アンケートにもそういう皆さんの声がありますからね。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今度の子ども・子育て支援法の中で、子供の支援事業計画を定めることとなります。来年から5年間の計画になりますが、現在支援審議会、組織を設けまして、その中で見込み量、それから確保量の観点から、お話し合いというか協議を進めておるところでございます。その待機解消に向けての保育所については、議員各位もご承知のとおりかと思いますが、今年度認可保育所の事業者ということで公募させていただきましたが、残念ながら経費的にも大変なのかなと思いますが、応募がございませんでした。今後につきましては、上司等とも相談しながら町の調整会議等も含めてこういった形で誘致するか、事業者の導入を図れるか検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第73号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第73号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第73号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書58ページ、新旧対照表4ページを用いて説明いたしますので、お開きをいただきたいと思います。

まず初めに、今回の条例の改正につきましては、原子力災害対策特別法に基づく避難者への、特に福島県の原発避難者でございますが、その方々に対する国の財政支援が地域ごと上位所得ということで600万円を超える、超えない方での対応が

変更になったことにより、第2条から第4条を改正するものでございます。

避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者の平成26年度相当分の保険税と旧緊急時避難準備区域等の上位所得者の被保険者の26年度相当分の保険税のうち、4月から9月までの月割り査定額について財政支援を国では延長いたしました。それに伴って対象被保険者の被保険税を減免する所要の規定を今回整備したことでございまして、その規定を追加したことによりまして号番号が繰り下げられたものが主なものでございます。

では新旧対照表でご説明いたしますので、ご用意願います。

第2条第4号につきましては、この号に定める減免の対象世帯を計画的避難区域の世帯のみに規定するため、「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、「緊急時避難準備区域」を削除し、「なっている」を「なっていた」に改めるものでございます。

第5号につきましては、前号で規定されていた減免対象世帯のうち緊急時避難準備区域の世帯で上位所得層について新たに規定したものでございます。

第6号から第8号までについては、第5号が追加されたことにより号を繰り下げるものでございます。

5ページ、第9号につきましては、特定避難勧奨地点の指定が解除された世帯で上位所得層について新たに規定するものでございます。

第4条につきましては、減免の対象年度について旧条例でただし書きで運用させていただいておりましたが、今回条文に明記したものでございます。納期限についても条文を整理したもので、第1号については、避難指示区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者の平成26年度相当分の保険税について減免するため、第5号と第9号を追加し、第7号を第8号に繰り下げ、6ページでございますが、第2号につきましては、第2条第5号及び第9号に規定された旧緊急時避難準備区域等の上位所得者の被保険者については、平成26年度相当分の保険税のうち4月分から9月までの月割り査定額を減免することを規定し、第3号については、減免を適用する月を平成27年3月31日までと明記したものでございます。

7ページ、別表第1及び別表第3、第3条関係につきましては、第2条で新たに規定されたものを繰り下げた号と減免の割合について条文を整理したものでござ

います。

議案書の59ページにお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議方お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点、お伺いいたします。

今回の措置によって国民健康保険税減免される被保険者は何人いらっしゃいますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 現在南相馬市の転入されている方が主でございますが、11名ほど該当しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 亘理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第74号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案書60ページ、議案第74号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正されました。改正された主な点につきましては、中国残留邦人等としてともに来日してきた配偶者等がおられまして、残留邦人がもし亡くなった場合についてその配偶者に対する支援を今回新たに追加しながら法律改正がなされたものでございます。その方々に対しましては、心身障害者医療費を適用するのではなくその改正された法律での支援を優先するということから、その方を該当しないという項目をつけ加えるために今回改めるものでございます。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例を次のように改正する。

第3条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

附則。この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

お手元に議案書の61ページ並びに新旧対照表の9ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

亶理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表のほうで説明申し上げます。

今回の改正は、現行の町営住宅条例第6条の2第1項第4号中に規定しております前議案の関係で説明申し上げました中国残留邦人等の関係でございますので省略させていただきますけれども、法の題名が改められているので条例中の題名を改正するものでございます。

また、入居資格の特例の要件において、この法律による特定配偶者に限定されたこと及び経過措置による改正前からの支援給付を受けている配偶者が設けられたために、「改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者」とし追加するものでございます。

続いて、次の10ページ、新旧対照表の10ページをお開きいただきたいと思いま

す。

別表第3条関係でございますけれども、災害公営住宅の中野住宅が整備されることによる各戸建て住宅の区画として、荒浜字中野145番地3から174番地18までの28筆を追加するものとし、また集合住宅と戸建て住宅の区分を整理したための別表の改正でございます。

議案書にお戻りいただきまして、62ページをお開きください。

附則として、この条項中第6条の2第1項第4号の改正規定は平成26年10月1日から、別表の1町営住宅の改正規定は平成26年12月1日から施行するものでございます。

以上で、議案75号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 物品購入契約の締結について（平成26年度  
亶理町木造災害公営住宅（亶理江下地区）整備事業（復交）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第76号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第76号を説明申し上げます。

議案書の63ページをお開きいただきたいと思います。

議案第76号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、今回事業名につきましては、平成26年度亘理町木造災害公営住宅（亘理江下地区）整備事業（復交）でございます。

契約金額につきましては3億2,184万円。なお、落札率につきましては88.48%でございました。

契約の相手方につきましては、亘理町荒浜字御狩屋159番地52 一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございます。

次の64ページが資料となりますのでお開き願います。

資料でございます。見積徴収年月日が平成26年8月20日。

契約の方法につきましては随意契約ということで、現在亘理町におきましては、戸建ての木造災害公営住宅について町内5地区で97戸を建設予定としておりまして、平成26年3月25日に基本協定第3条の規定に基づき亘理江下地区17戸の建設について事業要請を行っております。その後、設計協議を経て平成26年7月31日に亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会から建築確認申請、設計住宅性能評価の提出を行い、平成26年8月12日に17戸分の建築確認済証の交付を受けたことから、宅地建物取引業法第36条によりまして売買契約が可能となったことから、東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定第5条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりまして、今回一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会と随意契約を行うものでございます。

購入品目及び数量につきましては、木造戸建て災害公営住宅で平屋建て2DKが5戸、2LDKが8戸です。2階建てにつきましては、3DKが2戸、3LDKが2戸ということで、合計17戸でございます。資料については、別紙のとおりということで隣の65ページが仕様内容となります。

それから、66ページが位置図、67ページが配置図、68ページが2階建ての平面図、69ページが平屋建ての平面図となります。

受渡期限につきましては、平成27年2月27日。

受渡場所については、亘理町字江下7番地20外16カ所ということで、江下地区の災害公営住宅の建設予定地でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現時点の仮契約決定数は幾らになっていきますか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ここに記載しております整備戸数17戸全て仮決定されている状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 入居するまでのスケジュール、もしわかれば述べてください。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現在での予定でございますけれども、10月20日から30日にかけて本申し込みの受け付けという形になると思います。それから、入居説明会を11月末に行いまして、1月に鍵引き渡し、1月中には入居を予定しているところでございます。申しわけございません。鍵引き渡しを2月末にして、受け渡しが終わりましたら入居の予定としております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

- 日程第11 議案第77号 工事請負契約の締結について（平成26年度  
亘理中央地区工業団地（1工区）造成工事）
- 日程第12 議案第78号 工事請負契約の締結について（平成26年度  
亘理中央地区工業団地（2工区）造成工事）
- 日程第13 議案第79号 工事請負契約の締結について（平成26年度  
亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事）
- 日程第14 議案第80号 工事請負契約の締結について（平成26年度  
亘理中央地区工業団地（4工区）造成工事）
- 日程第15 議案第81号 工事請負契約の締結について（平成26年度  
亘理中央地区工業団地（5工区）造成工事）

（以上5件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第77号 工事請負契約の締結についてから日程第15、議案第81号 工事請負契約の締結についてまでの以上5件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第77号から議案第81号について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案第77号から第81号まで一括して説明させていただきます。

今回の議案第81号まで工事請負契約の締結につきましては、亘理中央地区の工業団地の造成工事に伴うものでありまして、工業団地につきましては、全体面積32万1,177平方メートルのうち1工区分11万6,999平米の造成が既に完了しております。残りの2工区については、開発を今一旦中止しておりましたが、昨年舞台アグリノベーション株式会社の立地を契機といたしまして、今後進出企業のニーズに対応し区画割りをして分譲していくに当たりまして、残りの土地の造成を初め調整池の配置がえ、敷地内道路の造成工事等を行うものでございます。

今回造成する面積につきましては、未造成地のうち仮設住宅の隣接する東側、約2万1,500平方メートルを除き、これに既に完了している区域の一部を加えた約21ヘクタールでございまして、これを5工区に分けて工事請負契約を締結するもの

でございます。

初めに、議案第77号から説明いたします。

70ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成26年度亶理中央地区工業団地（1工区）造成工事でございます。

請負金額が1億4,796万円。落札率につきましては、97.93%です。

契約の相手方につきましては、亶理町長瀨字南原193番地133 渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の71ページ目が資料となります。

それで、以下の81号まで同様でございますが、入札の方法につきましては、条件付き一般競争入札ということでいわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものにつきましては、まず構成員のうち代表者につきましては、亶理町内に本社または本店を有する事業者で、建設一式工事について特定建設業の許可を受けており総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成につきましては、北海道、それから東北6県に本社または本店を有し、土木工事一式について特定建設業または一般建設業の許可を受けており総合評定値が600点以上のものが条件となります。

71ページ続きますけれども、入札の参加業者については、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、以上4社でございます。

入札回数については、1回。

工事場所が亶理町逢隈高屋字堂田地内ということで、工事場所については72ページの図面が位置図となりまして、次の73ページ、この部分の黒い太線で囲まれた部分、これが1工区分の施工箇所となります。

74ページが工区内の道路の標準断面図となります。

工事内容については、ここに記載のとおりメーンが土工ということで盛り土工搬

入土として1万3,000立方メートル、同じ盛り土として流用土分が2万7,400立方メートル、法面整形工が340平方メートル、それから排水施設工と道路工となります。

工期につきましては、平成26年9月11日から平成27年3月25日までとなります。

以上が議案第77号でございます。

続いて、議案第78号、75ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（2工区）造成工事でございます。

請負金額が、1億1,988万円。落札率につきましては、98.93%でございます。

契約の相手方が、亘理町吉田字松元209番地10 田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の76ページ目が資料となります。

入札年月日が平成26年8月18日。

入札方法が、先ほど説明した条件付き一般競争入札。

入札参加業者については、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体から下の田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体の5社でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亘理町逢隈高屋字渋田地内ということで、これにつきましても77ページが全体の位置図でありまして、78ページが2工区の施行箇所であります。太線部分で今回の工事については主に雨水調整池の部分となります。

79ページが同様工区内の道路の標準断面図となります。

工事内容については、土工が盛り土工として流用土が6,000立方メートル、法面整形工が120平方メートル、それから調整池築造工として種子吹付工が3万9,950平方メートル、管理通路工として砕石、これが3,360平方メートル、それから排水施設工としてこの記載のとおりでございます。

工期につきましては、平成26年9月11日から平成27年3月25日まででございます。

続きまして、議案第79号になります。

80ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（3工区）造成工事でございます。

請負金額が1億1,556万円。落札率につきましては、97.16%ございました。

契約の相手方が、亘理町荒浜字御狩屋159番地52 八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

隣の81ページが資料となります。

入札年月日が平成26年8月18日。

入札方法については、同様条件付き一般競争入札です。

入札参加業者については、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体以下記載の企業体で、合計4企業体となります。

入札回数が2回。

工事場所が亘理町逢隈高屋字渋田地内外ということで、同様に83ページの施行箇所説明申し上げますと83ページの太線の部分、これが3工区となります。

工事内容につきましては、これも盛り土工が中心でありまして、盛り土工で流用土が3万5,700立方メートル、それから排水施設が一式です。あとは道路工一式となります。

工期については、同様に平成26年9月11日から平成27年3月25日までとなります。

続いて、議案第80号、議案書の85ページになります。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（4工区）造成工事です。

請負金額が9,720万円。落札率につきましては、97.36%ございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中原39番地1 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

86ページが資料となります。

入札年月日が平成26年8月18日。

入札方法が条件付き一般競争入札です。

入札参加業者が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体以下、ここに記載の5共同企業体でございます。

入札回数が1回。

工事場所が亘理町逢隈高屋字棚子地内外ということで、これについても88ページの施行箇所になりますが、太線部分が4工区の施行箇所となります。

工事内容については、これも盛り土工が主体でありまして、土工としまして盛り土工、流用土で4万2,400立方メートル、土取り場の積み込み工として6万3,900立方メートル、排水施設工、道路工、記載の一式となります。

工期については、平成26年9月11日から平成27年3月25日まででございます。

続きまして、議案第81号、90ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第81号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成26年度亘理中央地区工業団地（5工区）造成工事でございます。

請負金額が1億6,848万円。落札率につきましては、99.51%でございました。

契約の相手方については、亘理町字東郷209番地5 阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

91ページ目が資料となります。

入札年月日が平成26年8月18日。

入札方法が条件付き一般競争入札。

入札参加業者が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体以下、ここに記載の5共同企業体となります。

入札回数が1回。

工事場所が亘理町逢隈高屋字棚子地内外ということで、これも93ページの施行箇所図をお開きいただきたいと思っておりますが、この太線部分が5工区の施行箇所となります。

工事内容については、盛り土工が主体でございまして、土工として盛り土工の搬

入土部分、これが3万5,000立方メートル、盛り土工として流用土、これが1,100立方メートル、法面整形工が70平方メートル、排水施設工、道路工が記載のとおりそれぞれ一式となります。

工期については、平成26年9月11日から平成27年3月25日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第77号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、落札の順位、教えていただきたいんですが、全部言っちゃうと時間がかかりますから頭だけ教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この1番目の順位でよろしいですか。（「1番目の渡辺工務店さんが1位、2番目はどこだったか、3番目とか」の声あり）はい。これは公表されておりますので、申し上げたいと思います。

1番目が今言いましたように渡辺工務店等の共同企業体、それから2番目につきましては千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。（「頭だけでいいです」の声あり）頭だけですか。3番目については阿部春建設でございます。4番目が阿部工務店でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 土工の中に盛り土工があるんですけども、搬入土、それから流用土とあります。搬入土は割山からなるのでしょうか。ダンプカーで一斉にこの1から5工区まで一斉に割山から運ぶようになると思うんですけども、そういう部分ですごいダンプの台数とかそういうのは今のところちゃんと計算はしていらっしゃるのでしょうか。その点、まず1点聞きたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 搬入土につきましては、これまで実施してまいりました防災集団移転団地同様、町が所有しております割山からダンプによる搬入をしたいと考えてございます。おっしゃるとおり交通安全には十分注意して、交通管理者当局とも十分協議をしながら事故のないよう進めたいと考えてございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それで、1から5工区まで一斉に9月11日から来年の3月25日までという工期でやりますけれども、そういう中で5社とも全部一斉にやられたら物すごい混み合うというか、例えば中央工業団地にまだ仮設に住んでいらっしゃる方とかすごく心配になりますけれども、そういう5社の中できちっと話し合いを進めながら来年の3月25日まで工期がちゃんと完了できるような方策は考えているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） もちろん仮設住宅の方々、まだお住まいでございますので、騒音、それから振動等には十分注意してできるだけ専用の重機を使うとか、あるいはダンプ等の進入の際のスピードを低く抑えるとか、そういった面につきまして、工事の施工業者と十分協議をしながらなおかつ工期内に終わらせるということ、スピード感も重要でございますので、その辺を協議しながら支障のないように進めたいと考えてございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） これまでは通学のときに子供たちの安全対策として交通安全の指導員みたいな方が立ってくださったりしながらやりましたけれども、例えばダンプカーの稼働する時間、通学時間とかという部分ではすごくやっぱり気をつけなくてはならないことだと思いますけれども、その点は今後いろいろその5社の中で検討していかれるのだと思いますけれども、ぜひ安全対策をしっかりやって工期までに終わっていただきたいと思いますけれども、この点。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回近くの江下団地でも防災集団移転団地の造成工事を行った実績がございます。同様に、現場には適切な箇所に適切な人数の交通指導員、ガードマン等を設置して事故のないように進めたいと考えてございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 21ヘクタール、5工区全体の造成工事について2点ほど質問いたします。

まず、中央地区工業団地計画では緑地率、全体の20%と示されております。そう

した場合、ここの図面の左側ですか、緑地 1、2、そこで20%になるのかどうか。あともう一つは、環境施設面積が25%ということになっていますけれども、この図面ではどの箇所なのかということでございます。

2問目でございますが、5工区、4工区、敷地内の道路整備が11メートル道路で整備をするということでございますが、これは全体的な造成工事を行った後に前にオーダーメイド的に整備をしていくというお話がございましたのですけれども、その辺あたりで後からこの辺の道路の区割りとかというのは出てくるのかどうか。その2点についてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、緑地関係につきましては、実は震災前に参入する企業が来るということで造成した時点では20%以上ということで設定しましたが、震災以降亘理町につきましては、震災区域ということでこの工業団地についても特区をらせていただいて、それで今現在その緑地率については1%という特区の指定を受けております。ただ、都市計画法上については、緑地が3%未満ということで今現在県の建築宅地課さんとは3%未満の緑地ということで調整させていただいております。これについてはこの緑地、今現在既存の緑地ありますけれども、この形で既存の面積はクリアできるのかなと思っております。

それから、環境緑地関係については各企業さんが入ってきた時点でその枠の中の緑地ということですので、その辺については、今後参入する企業さんと調整していくようになると思います。いずれにしても、震災復興特区ということで緑地率についても緩和されております。以上です。

道路の配置については、今現在将来的に2工区をまず一括で売却するという予定で進んでおりましたが、中に小分割で2ヘクタール、あるいは1ヘクタール希望する企業さんがおるものですから、この計画平面図のちょうど東西真ん中に道路が入っておりますけれども、これと調整池の間の部分、これについて小区画分の取りつけとか隣接する道路ということで位置づけしております。

工業団地の中の今現在仮設住宅入居されている部分がございますが、これについては、その東側の分、今回造成しないであきになっておりますので、これらの取りつけについては、今後将来的に考えていきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 今議案の77号を審議しているわけですが、全体81号まで通しての先ほどの盛り土工、搬入土、これは77号の分だけが割山からなのか。それとも、81号までこれを加えますと全部で9万400立米になります。まず、割山からこれが全て搬入されるのかが1つ。

2つ目は、今は小康状態、車、ダンプ。関係町民の方、特に祝田西区の関係者の方に事前に説明されるのかどうか。説明されるべきだと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず、盛り土の搬入土でございますが、町所有の割山から全ての工区につきまして搬入をする予定にしております。ボリューム的には全然問題のないボリュームと考えてございます。

それから、地区の方等への説明でございますが、当然工事説明会を事前に開いて、工事内容を十分ご説明をしてご理解をいただいた上で進めたいと考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） この中央工業団地の造成なんですけれども、ちょっと私の認識では復興事業ではないのかなと。復興事業ではない普通の盛り土工事なのかなという認識なんですけれども、今回復興のJ Vということで入札していますけれども、その辺はどういう考えで復興にしたのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、今現在復興J Vについては、前に造成工事ということで復興団地等の造成をやっております。今回これを発注するに当たりまして、やはり金額的な面とそれからやはり町内の企業単体では到底今現在こういう状況ですのでかなりハードだということで、やはり復興J Vを活用してやったほうが工期も減少できますし、それから効率的にも施工性にもそういう意味で単体の企業さんで考えるよりはやっぱり復興J Vのほうが有利かなということで考えて、復興J Vということで発注した状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。

それで、5工区までには入っておりませんが、全工区の請負金額総額が6億4,908万円なんです。この財源は、舞台アグリノバージョンの土地の売り払いで支払うという説明が前にありました。

そこで、今回具体的に第1工区の工期が27年3月25日に終わった場合、その後に全部の5ヘクタールかな、舞台さんで使う面積の残りの部分、この前6月定例会で2.2幾らありましたので、残りの2.8ぐらいの部分を実最終的に売り払うようになると思うんですけれども、3月25日以降のいつごろに売り払いになるのかなど。当然その時点で残りの金額が来るわけですから、それを売り渡し、引き渡しの日にならなければ教えていただきたいと思ひます。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、向こうの社長にもお話ししてございまして、3月25日以降ということで具体的に日取りについてはまだなんですけれども、向こうでこの間お話ししました津波原発補助金等の補助を活用してございまして、向こう側としては工事が完了して登記が終わり次第早急に支払いたいということで伺ってございまして、町としましてもそのニーズにお答えしたいと思ひます。以上です。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 最後に、先ほどから搬入土の話ありますけれども、5工区全部で搬入土があるわけじゃないんですよね。搬入土は1工区と5工区だけなんです。そのほかは流用土、流用土とは説明いただきたいんですけれども、多分あそこの工業団地の中に残土みたいなやつを使うのかなと思うんですけれども、例えばその搬入土、1工区と5工区合わせますと4万8,000立米になりますけれども、それを割山から持ってきた場合、ダンプとして延べ台数といひますか何台になるのか教えていただきたいと思ひます。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 申しわけございませぬ。ちょっと台数までは資料を持ち合わせてございませぬので、後ほど議員にご報告させていただきたいと思ひます。（「流用土の説明をしてもらっていいですか」の声あり）それから、流用土でございませぬが、議員おっしゃるとおり現地に積んであるものでございまして、その主なものはこれまで防集団地等の造成工事で発生しました表土ですとか、そ

れから吉田のほうでいわゆる震災瓦れきの焼却場がございまして、そこに搬入されたコンクリート瓦れき等を大林組さんで細かく粉砕していただいたれき、そういったものが主なものでございます。これらを再利用しまして適切な層に敷いて、その上に割山のものを使うとか盛り土工事を効率的に実施してまいりたいというものでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 先ほどと同じ順位、教えていただけますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2工区分につきましては、代表構成員のみ企業名をお話します。

1番目が田中建材輸送、2番目が斎藤工務店、3番目が渡辺工務店で、4番目が千石建設、5番目が太田工務店でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほどと同じまた順位を教えてください。それで、これは2回やっていますので1回目と2回目の順位をお伺いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず、1回目については、八木工務店、それから2番目が千石建設、3番目が斎藤工務店、4番目が阿部工務店でございます。

2回目につきましては、1番目が八木工務店、それから2番目が斎藤工務店、3番目が阿部工務店で、4番目が千石建設でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 済みません。また同じくお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） お答えします。1番目が太田工務店、2番目が田中建材輸

送、3番目が千石建設、4番目が阿部春建設、5番目渡辺工務店。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ここの土工で気になったんですけれども、ここだけ土取場積立工となっていますけれども、この辺の説明していただけますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 先ほど来お話がございました割山からの搬入土でございますが、第1工区と第5工区であるわけでございます。この積み込みを第4工区の工事に含めまして、1JVで効率的に割山での積み込み工事を工事内容に含めたという部分でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ちょっとまわりくどい説明だったような気がするんですけれども、結局この6万3,000立米も割山から持って来るということでいいんですか。6万3,900。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、割山で取った業者さんが積み込みするという、積み込みして搬入する分についてはほかの業者さんがするというので、この4工区分の割山での積み込みの土量でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） これもまた同じくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、以前確認はしたんですよ。聞いてはいたんですけども、千石建設さん、宮城林産さん、木村建設さん、この3社はどちらの業者だったか教えていただけますか。地元だったら地元でお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず、順位についてでございますけれども、1番目が阿部春建設、2番目が千石建設、3番目が田中建材輸送、太田工務店と八木工務店の企業体については辞退となっております。

千石建設については地元でございます。代表構成員ですね。それから、宮城林産についても地元でございます。木村建設については北海道伊達市の業者でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時15分といたします。休憩。

午後 0時16分 休憩

午後 1時11分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第82号 字の区域を変更することについて

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第82号 字の区域を変更することについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第82号 字の区域を変更することについての説明を申し上げます。

議案書の95ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 字の区域を変更することについて。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するものでございます。

地方自治法第260条第1項につきましては、市町村長が政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに区画し、もしくはこれを廃止し、また町もしくは字の区域もしくはその名称を変更するときは、当該市町村の議会の議決を経なければならないということで、今回議案として上程するものでございます。

変更調書になります。96ページをお開きいただきたいと思います。

今回の字の区域を変更することについての理由につきましては、まず1つが亙理町立亙理小学校の敷地に関するもので、現在は同一敷地内に2つの字が存在しておりまして、今後管理上の必要性から字の編入を行うものでございます。

この変更調書のとおり、字五日町8-2を字下小路に編入するものでございまして、97ページの位置図をごらんいただきたいと思いますけれども、この赤枠の部分が現在の亙理小学校の敷地分となりますが、右上の青の斜めの線の入りました三角の部分、この8-2の表示されている部分が五日町の区域で、この部分を今回下小路に編入するものでございます。

それから、もう一つ、今回字の区域を変更することにつきましては、防災集団移転促進事業の移転先団地及び災害公営住宅の整備を進めております吉田大谷地団地の区域におきまして、字が複数にまたがるということで売り渡しの際に支障が生じることから、代表の字に集約する区域の変更を行うものにつきましては、昨

年の12月議会におきまして、戸建て形式の公営住宅に該当する東側の字の区域について可決いただいたところでございます。

大谷地団地の集合形式の公営住宅となります西側の区域につきましては、一部の土地に永小作権が発生していたことから、今回裁判所の結論が出た後に集約することとしておりましたが、このたび永小作権が解消されたことによりまして字の区域の変更を行うものでございます。

96ページの変更調書の2段目になりますが、今回字の区域を変更する字名につきましては、吉田字大谷地で区域に編入される区域につきましては吉田字堰下79-1、80-1、80-5の3筆でございまして、これらが大谷地の区域に編入するものでございます。

98ページがその位置図になります。この赤線で囲んだ部分が大谷地団地の集合形式の公営住宅のエリアでございまして、この赤線で囲んだ部分の真ん中に青線が入っておりますが、その青線の北側、いわゆるこの図面で上の部分になりますが、堰下79-1、80-1、80-5の3筆を今回大谷地の区域に編入するものでございます。青線の下の方の南側の部分につきましては従来の字の大谷地でございまして、この部分については従来どおりのままでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 字の区域を変更することについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 字の区域を変更することについての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第83号 町道の路線廃止について

日程第18 議案第84号 町道の路線認定について

(以上2件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第17 議案第83号 町道の路線廃止についてから日程第18 議案第84号 町道の路線認定についてまでの以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第83号から議案第84号について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第83号、議案第84号について関連がありますので、一括で説明申し上げます。

初めに、議案書の99ページをお開き願います。

最初に、議案第83号 町道の路線廃止について説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものであります。

今回の町道の路線廃止につきましては、荒浜地区の災害危険区域内土地利用計画に基づき、商工ゾーンに指定されているエリアを防災集団移転事業の元地を活用し商業施設の集積を図る事業を実施するため開発許可申請をとる必要があることから、下記記載のとおり路線番号519の路線名築港南線、起点は荒浜字築港通り33-24、終点については同じく荒浜字築港通り6-35の1路線を廃止するものでございます

次のページをお開き願います。

100ページに箇所図を記載しておりますけれども、丸印が起点で、矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

続いて、次の101ページ、議案第84号 町道の路線認定について説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものであります。

この議案についても、前の議案第83号と同様の商業施設の集積を図る事業を実施

するため、下記記載の路線番号804の路線名築港南1号線、起点は荒浜字築港通り33-24、終点については同じく荒浜字築港通り34-25、路線番号805の路線名築港南2号線、起点は荒浜字築港通り13-3、終点については同じく荒浜字築港通り6-35の2路線を認定するものであります。

次の102ページに箇所図を記載しておりますが、それぞれの路線①、②として記載しておりますけれども、丸印が起点で、矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

以上で、議案第83号及び議案第84号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第83号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第19 議案第85号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第85号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第85号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

平成26年度亶理町一般会計補正予算書（第3号）をごらんいただきたいと思います。

初めに、1ページになります。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,026万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328億6,313万3,000円とする。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による、でございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の17ページをお開きいただきたいと思います。

今回については、ページ数がかなりございますので、補正の主に金額の大きいものを中心に説明させていただきたいと思います。

初めに、1款議会費1項1目議会費432万1,000円の増額補正でございますが、このうち右の説明欄にございますが、車両管理経費392万1,000円につきましては、

議会の公用車ということで平成22年度末に議長車を廃したことによりまして公用車がない状況が続いておりましたが、今回新たに今年度町長車をリースしたことによりまして現在では旧町長車を使用しておりますが、各種常任委員会の視察等で多人数で移動する機会が多いということで、今回7人乗りのワゴン車を購入する経費を計上するものでございます。

続いて、19ページをお開きいただきたいと思います。

2 款の総務費 1 項 6 目企画費2,621万円の増額補正でございますが、公共ゾーンの整備につきましては、現在の施設の状況から保健福祉センター、役場庁舎の建設が今後の課題となっております。昨年度平成25年度におきましては再配置計画等の基本設計を実施し、配置計画を取りまとめたところでございますが、今回補正予算として計上いたしますのは、震災後に地盤のひずみ、あるいは現況地盤等が震災前と比べ変化したことから調査測量を実施するものと、あわせて道路及び水路の配置や盛り土、調整池までの縦横断計画といった敷地内の実施設計業務及び宮城県に対しての開発許可申請図書の作成をあわせ実施するものでございまして、公共ゾーン測量業務及び実施設計業務委託料といたしまして2,534万円と、宮城県に開発許可申請のための手数料としまして87万円、合計2,621万円増額補正するものでございます。

12目基金管理費 2 億107万9,000円の増額補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業における予算の繰り越しにつきまして、その財源としての基金繰入金未収入特定財源として認められていないということから、繰り越し事業分も基金繰り入れした上で次年度に繰り越す必要がありますが、繰り越し額はあくまでも予算額でありますので、実際の事業決算額と乖離が出て不用額が生じます。その結果として、事業費が減少した分については過剰に基金を繰り入れることとなりますが、原則繰り入れ予算額については補正ができないことから、過剰の繰り入れ分については、決算におきまして余剰金となり最終的には財政調整基金に積み立てになります。そのため、決算が固まった時点で翌年度の予算であります26年度におきまして、前年度25年度の繰り越し事業の過剰繰入金を基金に返納、いわゆる積み立てするものでございまして、25年度繰り越し事業精算分として震災復興基金積立金に1億5,573万5,000円及び東日本大震災復興交付金基金積立金に4,486万4,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

14目諸費311万4,000円の増額補正の主なものにつきましては、大分県日出町につきましてはさきの全員協議会でも説明させていただきましたが、町花がサザンカであること、それから町の面積、人口が類似していることなどから震災直後に多額の寄附、あるいは物資の支援をいただいている状況でございます。ほかにも小学生の交流事業、あるいは両町の住民交流、議会議員の視察研修を通して交流と理解を深めております。それで、今回日出町から本町との友好都市の締結をお願いしたいという申し出がありまして、締結式につきましては、ことし11月27日、日出町において予定しております。

それで、今回補正させていただきますのは、この日出町に訪問する際の費用としまして今回補正するものでございます。参加者につきましては、町三役、議長、副議長、さらにはJA、漁協、商工会等の各種団体の長等で合計25名予定しております。互理町の地場産品の土産代として報償費10万円、旅費につきましては今申しあげました25名分の旅費221万4,000円、それから消耗品等の記念品として需用費、それから記念品の送料の手数料として役務費等、合計241万4,000円補正するものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費の主なものについて説明申し上げます。3款1項3目老人福祉費3,171万3,000円の増額補正でございますが、主なものにつきましては24ページの説明欄の枠の中段でございます介護保険施設整備事業3,090万円の増額補正でございます。平成24年度から26年度までの第5期互理町福祉計画介護保険事業計画におきましては、国が設置を推進する小規模多機能型居宅介護施設を計画に盛り込んでおり、それをもとに平成24年及び25年度で事業者を公募した結果、25年度にニュースポーツライフ1社から応募を受けたところであり、それを受けまして町地域密着型サービス運営委員会を開催し、株式会社ニュースポーツライフを事業者を選定いたしました。

今回の補正で計上させていただきますのは、今年度に整備する施設の建設費等に対し、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を町の予算を得て株式会社ニュースポーツライフに交付するもので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金といたしまして3,090万円増額補正するものでございます。

3款民生費3項1目災害救助費567万3,000円の増額補正のうちの主なものにつき

ましては、次の25ページで説明欄26ページになりますが、委託料といたしまして応急仮設住宅入居者及びみなし仮設住宅入居者の全ての方々に対し今後の再建意向を調査するものであり、結果の集計及びカルテ作成を業者に委託するもので、応急仮設住宅入居者現況調査集計業務等委託料として276万6,000円を増額補正するものでございます。なお、この経費につきましては、県の復興基金を充当する予定でございます。

次に、6款の主なものについて説明いたします。

25ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項4目農業振興費3,720万2,000円を増額補正のうち、右のページの説明欄にございますが、東日本大震災農業生産対策事業費につきましては、みやぎ亘理農業協同組合の生産資機材導入事業に対しまして、国県費に町単独費として10%のかさ上げ補助を加え補助するものとして、今回3,570万2,000円を補正するものです。

6目農地費のうち、これの右の説明欄のため池樋門管理経費につきましては、今回長瀬ため池のしゅんせつにかかわる工事請負費といたしまして500万円増額補正するものが主なものでございます。

続いて、8款土木費の主なものにつきましては、29ページをお開きいただきたいと思います。

8款2項3目道路新設改良費の右の説明欄になりますが、側溝新設改良事業費といたしまして、町道下茨田2号線の側溝改修にかかわる工事請負費といたしまして380万円の増額補正するものと、4項1目都市計画総務費といたしまして浜吉田西調整池汚泥浚渫業務委託料といたしまして810万円を増額補正するものでございます。

2目の公共下水道費につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして3,301万円減額補正するものでございます。

4目公園管理費におきましては、公園管理経費における亘理公園を初めとする各種修繕費等で1,109万1,000円を増額補正するものと、5目街路事業費につきましては、駅前広場管理経費といたしまして逢隈駅の時計更新工事等として319万9,000円増額補正するものでございます。

6目復興事業費におきましてが、次の32ページをごらんいただきたいと思います。

が、災害公営住宅整備事業費における上浜街道地区の追加工事といたしまして、底板浮力防止工事にかかわる請負工事費として3,200万円増額補正するものです。次に、防災集団移転促進事業費といたしまして、防災集団移転対象者以外の者に土地を売り払うことに伴う国への返還金と団地整備附带工事等を合わせまして5,262万4,000円増額補正するものでございます。学校就学環境整備事業費につきましては、荒浜地区交流センターに隣接しております既存の荒浜小学校プール解体等の工事費として3,500万円増額補正するものでございます。観光交流拠点施設整備事業につきましては、わたり温泉島の海西側駐車場等の環境整備費としまして7,000万円増額補正するものでございます。

以上が8款の主なものでございます。

10款の教育費につきましては、33ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項1目小学校費の施設整備事業費につきましては、荒浜小学校、長瀬小学校の2校の屋上に緊急救助用のRマーク、いわゆるレスキューマークを設置する費用と、それから荒浜小学校の臨時駐車場整備工事といたしまして235万6,000円を増額補正するもの、それから35ページになりますが、3項1目中学校費の施設整備事業費として、荒浜小と同様に荒浜中学校の屋上に緊急救助用のレスキューマークを設置する費用として37万8,000円増額補正するものでございます。

続いて、37ページをお開きいただきたいと思います。

5項4目海洋センター費の海洋センター管理費において、海洋センタープールの上屋等の改修費用といたしまして今回4,695万1,000円増額補正するものが主なものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴う減額補正と、復旧・復興事業にかかわる震災復興特別交付税の増額補正を合わせまして1,546万1,000円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金の主なものといたしましては、2項1目民生費国庫補助金としまして地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として3,090万円増額補正するもので、合計4,232万1,000円国庫支出金として増額補正するものでございます。

続いて、11ページをお開きいただきたいと思います。

14款の県支出金2,172万3,000円の増額補正でございますが、主なものといたしましては、2項4目農林水産業費県補助金といたしまして東日本大震災農業生産対策交付金として2,462万3,000円増額補正するもののほか、合計3,229万8,000円増額補正するものでございます。

15款の財産収入につきましては、防災集団移転促進事業における移転対象者以外の方に売り払いする収入といたしまして5,316万9,000円増額補正するものでございます。このことにつきましては、8分の7相当額を防災集団移転事業費から国に返還し、残り8分の1につきましては、震災復興特別交付税の中で精算の上、最終的には国に対しまして返還することになります。

13ページをお開きいただきたいと思います。

16款寄附金につきましては、全国の方々から本町に対しまして東日本大震災に係る災害復旧・復興のための寄附のほか、ふるさと納税など合わせ24件、138万1,000円の貴重な寄附を頂戴し、今回補正予算に計上するものです。寄附をいただいた方々につきましては、この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思います。

17款繰入金につきましては、今回の補正予算の調整財源としまして財政調整基金から3億3,358万7,000円を繰り入れするものと、復旧・復興事業費の財源といたしまして震災復興基金から413万4,000円繰り入れするほかに、東日本大震災復興交付金基金から8,063万7,000円繰り入れするものでございます。

19款の諸収入につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。

災害援護資金貸付金元金収入として250万円増額補正するものと、海洋センタープール修繕にかかわる助成金として1,880万円を増額補正するものでございます。それから、20款の町債につきましては、臨時財政対策債の借り入れ額の確定に伴いまして、今回変更分として930万円増額補正するものでございます。

最後になりますが、前の4ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表 地方債の変更についてでございます。

今も説明申し上げました臨時財政対策債の借り入れ額の確定に伴いまして、5億300万円としておりました借り入れ限度額を今回5億1,230万円に変更するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議

員。

16番（鞠子幸則君） 24ページ、3款1項3目小規模多機能型居宅介護施設。これについてサービスの内容と定員は何人なのか述べてください。

もう1点、26ページ、6款1項4目、きのう一般質問の答弁でもありましたけれども、青年就農給付金、これについて説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、1点目の小規模多機能型居宅介護施設についてお答えいたします。

こちらの施設につきましては、泊まりと通所と居宅でのヘルパーのサービス、その3つのサービスが受けられるという施設になりまして、登録人員が18名、そのうち通所の人員は12名、宿泊は6人という数で実施をする予定になっていまして、あくまでも地域密着の施設でございますので互理町にお住まいの介護認定を受けている方ということになってきます。この施設のメリットとしては、同じ支援員といいますかヘルパーさん等が通いも通所のときも同じ方が対応してくれるということで、なれた人でサービスが受けられるということのメリットがございます。

それで、今回できます互理の施設につきましては、岩沼にある施設のサテライトということでございまして、岩沼のほうが規模的に大きいんですが、メリットとしては互理の人が岩沼の本体のほうにも利用できるというサテライトのメリットはございます。それで、定員といたしましては、先ほど申し上げましたように登録人員は18人ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、農業振興事務経費の補助金、青年就農給付金（経営開始型）150万円でございますが、これにつきましては、新規就農総合支援事業といたしまして国の事業でございます。原則45歳未満の独立就農者に対しまして年間150万円を最長5年間給付するものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 聞き忘れかもしれませんが、小規模多機能型居宅介護施設、場所はどこなのかもう1回お願いいたします。

32ページ、8款4項6目23節、防災集団移転については、国は方針を改めて造成

工事の着手に移転者の意向を十分に確認したことを前提として、空き区画を埋めるために移転者を再募集することを条件に、防災集団移転促進事業の移転先については対象外の人も移転できると国土交通省は方針を変えましたけれども、それでも償還金が発生するんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 小規模多機能型居宅介護施設の場所でございますが、住所は互理町逢隈中泉字上谷地264の3ということでございます。場所的に具体的に申しますと、当初の計画ではご存じのように前に逢隈の中泉医療センターのそばにプールがあったかと思うんですが、そちらが当初の予定だったんですが、事業者から変更したいという申し出がありまして、再度地域密着型サービスの運営委員会を開きまして了解し、その逢隈の別の場所ということで、具体的には国道6号のセコーさんのキャンピングカーの脇のセコーさんありますよね。そちらの道路を東のほうに入っていくまして旧道になるかと思うんですが、そちらを少し左に行って右に行った具体的に言いますと上の組の社長さんのうちの近くでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転事業対象外の方に今回町を土地をあっせんさせていただきました部分の返還金についてでございますけれども、これにつきましては、国の基準の改正等がございまして、現在それに関する精算確定手続を進めておるものでございます。

わかりやすく申し上げますと、今回の対象外の方にお売りする部分につきましては、防災集団移転事業の区域から外して事業区域外ということで、いわゆる町が単独で造成工事を行ったということになります。そこの経費については、既に国から交付金をいただいておりますのでその部分を国に返還すると。町としてはプラスマイナスゼロということになるわけでございます。具体的なお金の流れとしては、対象外の方にお売りして町に納めていただいた土地の代金をそのまま国にお返しするというところでございます。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

最後をお願いいたします。20ページ、2款1項6目の13節公共ゾーン整備事業で

ありますけれども、公共ゾーンについては、当初は役場庁舎、保健福祉センター、町民会館、町民体育館、当初はそういう案でありましたけれども、途中で学校給食センターが入ってきて、前の説明ではそれに加えて互理消防署及び備蓄倉庫が建てられるというふうにこう変わってきているわけなんですね。役場の内部で議論するのは結構でございますけれども、やっぱり役場にしても保健福祉センターにしても、学校給食センターにしても町民皆さんのものであります。ですから、町民の皆さんの声を聞いて現在の公共ゾーンの場所でいいのでありますけれども、どういう施設をどういう内容でいつまでつくるのかは、やっぱり住民の皆さんが参加して議論していかないとだめだと思います。その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、公共ゾーンの整備計画については、実は震災以前については第4次総合発展計画の審議会、後期計画の中で一度審議したことがございます。それで、今回震災後につきましては、震災前と比べまして状況が変わったということで、今後第5次総合発展計画の審議会を予定しております。それで、町としましては、まず最初にこの第5次総合発展計画の審議会の中でこの配置計画を含め概要について委員の皆さんにご説明し、意見を頂戴したいと考えております。

その後については、あとは今申し上げました実施設計等も含めて固まった時点で、周知方法をどうするかについてはその後に委員さんも含めて検討してまいりたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 24ページの小規模多機能型の施設についてお尋ねいたします。

ここは今の計画ではいつオープンの予定でしょうか。また、今回小規模多機能地域密着型の施設、町としては初めてなんですけれども、先ほど課長も言われたようにメリット、それからデメリットもあると思いますけれども、町民の皆様には周知をするべきかなと思いますけれども、こういう計画は今のところあるのでしょうか。

もう1点。21ページの応急仮設住宅入居者現況調査なんですけれども、今まだはっきりされていない世帯が120世帯ぐらいあるというお話を聞いておりますけれども、みなし仮設の方に対してはこのアンケート調査はしないのでしょうか。これ

からの方向を調べる上でも大事な事かなと思いますけれども、この点についてお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、1点目の小規模多機能の関係でございますが、3月の中旬までぐらいに外構工事も終わって引き渡しになる予定で、来年の4月1日オープン予定でございます。

それから、メリット、デメリットでございますが、先ほど申し上げましたようにお世話してくださるヘルパーさん、支援員等の関係が固定的なメンバーということで、利用する人も登録した18人の中から毎日通う人とかいろいろ出るんだと思いますが、登録者も固定的になりますのでそこで顔見知りの中でずっとサービスが受けられると。ただ、ケアプランの関係なんですけれども、施設のケアマネがそれらの方々の要介護者の方々のケアプランを立てることになります。ほかの事業所にケアプランを頼むことができないというデメリットもございます。

いずれにしても、地域密着ということで亘理町の方限定での登録になるわけなんです。ある程度施設でこれまでにいろいろとケアプラン等、それからデイサービス等かかっている中で多分お声がけはするのかなと思っておりますので募集関係等の内容については、広報等は行う予定は今のところ考えてございません。ただ、そういう施設ができたということだけは広報等でお知らせをしてみたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それでは、現況調査なんですけれども、先日もお話ししたとおりプレハブについては全部送っております。みなし仮設住宅につきましても、県内にお住みの方、県外の公営住宅にお住みの方全て送っております。そのほかに町外で罹災をしまして亘理町のみなしに入っている方についても、今回お送りしているという形になっています。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 32ページ、8款4項6目あたり温泉鳥の海工事請負費でございます。町長提案理由説明では、西側駐車場等の環境整備として整備するということでございます。この工事の内容について、まずお伺いをいたしたいと思います。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） それでは、お答えいたします。

観光交流拠点整備事業ということで、温泉西側にありました従来の駐車場、そちらの舗装と側溝関係、温泉周りの側溝並びに駐車場の側溝等を整備する予定でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

- 5 番（佐藤正司君） 実はきょう現場を見てきたんですけれども、あそこに漁具とか全部広がっている状況でございます。その辺も整備されると思うんですけれども、水産センターからわたり温泉までの間、街路灯が全然ないんですね。今回6月補正で温泉の北側駐車場整備に伴って街路灯8基を整備しております。今設置している最中ですが、太陽光の街路灯ということを知りました。そうした場合、温泉は明るいですけれども、その間、津波であの辺も随分街路灯もないわけですので、この辺も一緒に整備する考えはございませんか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 現在のところ、温泉近辺、駐車場並びに側溝ということで考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

- 5 番（佐藤正司君） これから冬場に入るわけでございます。そうした場合に、5時前にもう暗くなってくるような状況ですので、やはりわたり温泉島の海に集客を図る上でも街路灯があればその辺いいのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

あともう一つでございますが、26ページ、6款1項4目東日本大震災農業生産対策事業費、東日本大震災農業生産対策事業補助金でございますけれども、農水事業県補助金を受けて町単独として10%かさ上げの補助をするということでございます。この生産資材導入事業というか主なものは具体的にどういうものになってくるのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えいたします。

こちらの事業につきましては、平成23年から交付しているもので、主に水稻ハウスの育苗資材、催芽機とか種まき機、それから箱等の導入に当たっての補助を行うものでございます。負担割合につきましては、国が2分の1、50%ですね。県

が12.5%、町が10%、残りが農家の方の負担ということになります。今現在来年の作付用といたしまして、荒浜吉田地区の被災農家の方、40軒の方がおられるということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 36ページの7節施設整備事業費、荒浜中学校で37万8,000円とあります。そして、34ページ、9節のやはり同じ施設整備事業費で235万6,000円、これはレスキューマークについては37万8,000円、こちらの9節小学校、荒浜小、長瀬小もこれも同じ金額となるのでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 同じ金額でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、単なるペンキを塗るのか。それとも、焼きつけ塗料で盛っていくのか。それとも、夜でもヘリパイロットが見やすいようにビーズの入った光るやつ、ああいった塗料を使うのかどうかということです。この37万8,000円となると、単なるペンキで色つけだけなのかなと思っているんですけども、伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） このRマークに関しましては、緊急救助用スペースの設置基準というのがございます。その基準に沿って今回対応するものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 基準はどうなっているのか教えてください、後で。

それから、もう一つは荒浜小学校、あその屋上、ペンペングサが結構生えているはずなんですけれども、私一度上ってみたんですけども、もうクラックも生じていますね。荒浜小学校ですよ。そういったところをどのように整備してこのRマークを入れるのか。

それと、もう一つは荒浜中学校と荒浜小学校、もう近場にありますよね。ですから、Rマークを入れるのはいいんです。そして、またその隣に番号を入れるのかどうか。例えば荒浜中学校に行ってくれと。同じRマークがあるわけで、ヘリパイロットはどちらのほうだろうという。最初は本当は地図で見っていきますから大

体わかりますけれども、ただ緊急の場合、どっちかなというのをある程度、わからないということはないと思いますけれども、それを入れておくことによって大分違うんじゃないかなと思うんですが、それを伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） まず、設置基準でございますけれども、大きさとか構造等がございます。まず、原則としましてそのスペースの長さなんですけれども、10メートル掛ける10メートルぐらい、10メートル以上という基準があるみたいです。それから、オレンジ系の夜光塗料またはビーズ入りのトラフィックペイント、そういう形になっております。そういったことをいろいろ消防法とかありますので、今後専門家等、よく建設サイドと協議しながら対応していきたいなと思っております。

荒浜小学校、私も最近上っているんですけども、かなりきれいにはなっていると思うんですけども、なおそういったRマークがちゃんと設置できますように整備したいと考えております。以上です。（「もう一つ」の声あり）番号ですね。番号もこれもちょっと専門家のほうに聞いてみまして、どういった形がいいのか、その対応を考えたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 32ページになります。

上段に調整池の工事請負がございますけれども、多分ここに上浜街道としか書いていないんですけども、上浜街道の多分公営住宅の調整池じゃないかと思うんですね。そこで、あそこは引き渡しが終わってまだ間もないんですけども、その間もないのに何でここでその防水工事が入っているのかと。具体的にどういう工事なのかな。例えば底にU字溝を入れて水を流す、その辺が浮いてこないようにする工事なのかわかりませんが、その辺の説明を1つお願いいたします。

あともう一つ、先ほど鳥の海温泉の舗装工事、西側の駐車場ありました。8月19日の全員協議会で説明がありました荒浜地区の災害危険区域の土地利用計画、土地利用ゾーンの説明の折にここの駐車場が書いてありましたけれども、駐車場（イベント活用）という目的がございます。その中で中身に駐車場をスペースとして整備時期を検討中と説明書きがあるんですね。8月19日の時点で説明が検討中であるにもかかわらず、もうきょうの時点でこの補正に入ってくるという短

期間で出てきた理由はどこにあるのか。ちょっと説明していただきたいと思います。その2点。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず1点目でございます。災害公営住宅の上浜街住宅、現在集合住宅と戸建て住宅を建設している団地でございます。こちらに造成工事にあわせて防災調整池を建設したわけでございます。上浜街道地区に建設しました防災調整池におきまして、工事完成後におきまして長雨、それからゲリラ豪雨等、一時そういった雨の影響によります突発的な地下水位の上昇が起こってしまったわけでございます。防災調整池の中央部の底板に隆起が見られました。平常時まで地下水位が落ち着けば問題は解消されるものと考えておりますが、突発的な原因だったといたしましても、今後も秋の長雨等によります地下水位の上昇の可能性があり得ますことから、今回の事象にも耐えられますよう底板の浮上防止対策に係ります工事費について増額補正をお願いするものでございます。

具体的な工事の内容でございますが、底板のコンクリートの床面になりますけれども、そちらに約高さ34センチほどの増打ちコンクリートをいたしまして、それで重量で底板を押さえると。いわゆるその浮き上がりを押さえるという工事になってございます。以上です。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 2番目の質問ですけれども、今後イベント等の荒浜地区の駐車場等を考えた場合、やっぱり早急にすべきであるという検討の結果、今回の駐車場整備ということになっております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 底板はわかりました。

駐車場なんですけれども、イベント、イベントと言っていますけれども、具体的にあの辺でイベント、来年度を考えているのかどうか。また、考えているならどんなイベントをするのかお話ししていただきたいのと、この整備事業に関しては、亘理町災害復興計画26年度から28年度までのこれがあります。これの中で、この事業は27年度の事業だったんですね。それもさっきも言いましたけれども、土地利用ゾーンの中にも早急に今回のやつが入っていると。実施計画の27年度にもかかわらず26年度で今回の補正でやっていると。そんなにその駐車場を私

は急がなくてもいいと思います。先ほど佐藤正司議員言っていたように、やはり町中心部から温泉のほうに行く、例えば道路の整備とか街路灯整備のほうにお金を使うべきじゃないかと私は思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 来年のイベントということなんですけれども、来年のイベントもことし開催した花火大会等を考えておりますし、そのほかにも荒浜地区を会場といたしましてカレイ祭り等ほかの団体等でも考えておりますので、その際、今回花火大会等の際、駐車場にかなり苦勞いたしました。二十何カ所ぐらい設けたんですけれども、それだけでも警備員の方が50人という数にもなっていますので、やっぱり大きい広い駐車場をとということの考えで今回載せさせていただきます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。

38ページ、一番最後のページになります。一番下の海洋センタープールの上屋で4,695万1,000円計上しております。4月25日の臨時会で備品購入ということで912万6,000円の契約を承認しましたけれども、その上屋の備品912万円とこの今回の4,600万円の関係といたしますか、その上屋を設置するための工事費なのかどうか。例えばそうであるとするれば、4月25日の臨時会にもかかわらずなぜ9月になってしまったのか。本来であれば6月でもいいのかなと私は思うんですけれども、その辺説明してください。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 海洋センタープールは昭和56年オープンいたしまして、34年が経過しているところでございます。前回補正で計上させていただいたものは、プールを覆うビニール、それを購入するためございまして、今回の補正は上屋本体、そちらの鉄骨はかえませんが、鉄骨と鉄骨を補強するためのプレートとかそれから斜めに張っている金具とかそういうものを全部今回初めて交換するものでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 32ページのところなんですけれども、1つ、防災集団移転促進事業のことなんですけれども、先ほど説明していただきました。町ではたしか200区

画造成したと思われるんですけども、それは全て売り払い終わったんでしょうか。空き地みたいなどころはあるんでしょうか。もしその空き地があったとすれば、売れたときに国にお金を払うのか。それとも、町で一旦精算して仮に全てお金を払ってしまうのかどうかということをもまず1つお聞きしたいと思います。

それから、荒浜小学校のプールの解体工事なんですけれども、その跡地は交流センターの駐車場になるのかどうか。それを伺います。

それと、もう一つですけれども、30ページのところで公園管理費ということで公園の修繕料490万円ありますけれども、これは毎年公園の遊具の安全点検とかをなさっているわけですけれども、それに伴って修繕箇所が出てきたということで修理をするということでのいいのでしょうか。

以上3つお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 32ページの防災集団移転事業に伴います返還金についてご説明いたします。

今回返還いたしますのは、あくまで事業対象外の方にお売りする区画、合計で8区画になります。この分の返還ということでございます。若干ちょっと説明させていただきますと、おっしゃるとおり200区画、町全体では区画をつくってございます。現在区画があいている部分が、防災集団移転事業対象の方の仮契約分を除きますと19区画ございます。この19区画のうち8区画を対象外の方にお売りしたいとするものでございます。国から制度改正がございまして指導がございましたのは、いわゆるこの防災集団移転事業の造成工事、これを団地ごとに精算確定をなささい。いわゆる工事費を全部精査して精算確定して幾らかかったのか、きちんと精査して報告なささいと。それが条件ですよということになります。

今回ご要望があった8世帯の方々でございしますが、内訳を申しますと荒浜中野団地が2世帯、それから江下団地が6世帯でございます。従いまして現在精算確定を進めておりますのは、荒浜中野団地分と江下団地分だけになってございます。残る団地等につきましては、27年度復興交付金の精算時期に合わせまして、ほかの団地にあわせまして精算確定を行いますので、そちらの経費等につきましては、その時点で来年度末になるかと思いますが、そこが期限でございましてそれに合わせて精算を行うと。今回はあくまで8世帯の方にお売りするために先行して

その精算をしたという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 関係課といろいろ協議しまして、今後交流センターでの駐車場として使うだろうと。それから荒浜小学校でいろいろ行事等がありましたときに、そういったときでも駐車場を使うだろうと。それと、荒浜保育所、荒浜児童館、今建設中でございますけれども、そういった方々の利便性も考えて、駐車場という形で整備したほうがいいんじゃないかということで今話し合っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この公園管理費の490万円の内訳なんですけれども、全部で4つの項目がございます。1つは、亘理公園のテニスコート、人工芝がございますが、その中でやはり経年劣化があって、全部修繕するわけじゃないんですけれども9カ所ほど薄くなったりといいますかそういった場所があるので、テニスコートを9カ所、修復張りかえをします。それから、同じく亘理公園の高圧機の修繕が今年度当初に修理を委託する業者から点検が必要だということで話がございまして、実際にもう部品がないという状況でございます。それで、高圧機を全て取りかえるような形になります。

それから、中泉地区の開発をした公園なんですけど、二十数年たっている中で緑地部分のフェンスがもう壊れているという状況で、それを町管理なものですから新設、撤去するものでございます。

それからもう一つが、亘理公園内の野球場のベンチ前にボールを防ぐというか緩衝材みたいなものが入っているわけなんです。それがやはり破損しているということで、4つの項目の分で490万円となっております。

なお、議員さんおっしゃいました遊具の点検については、当初予算でとっておりまして、そういったわけで修繕費は当初予算の中で今のところ間に合うという状況でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 平成26年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成26年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第86号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第20、議案第86号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、亙理町公共下水道補正予算書、別冊になりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

議案第86号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,644万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億634万8,000円とする。

第2条 地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の減額に伴う事業費の減額が主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目社会資本整備事業費7,644万円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金事業費について当初要望より国からの内示額が減額となつての工事請負費の減額、委託料につきましては、効率的な事業実施のため計画策定に伴う業務委託料が増額となっております。単独事業費につきましては、亘理第4処理分区、これは亘理中央地区の工業団地の地区でございますけれども、公共下水道の認可変更業務の委託料が増額、供用区域内での宅地造成、新築住宅建設による汚水管の布設工事が増額になりますが、相殺して減額でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前の9ページ、10ページをお開きください。

3款1項1目下水道事業費の交付金6,107万円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金の減額によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金3,301万円の減額補正ですが、一般会計からの繰り入れの減額でございます。

5款1項1目繰越金3,294万円の増額補正でございますけれども、繰り越し額の確定によるものでございます。

7款1項町債1,530万円の減額補正でございますけれども、公共下水道事業債の減額によるものでございます。

続きまして、地方債の補正についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正(変更)。公共下水道事業債を1,530万円減額し、限度額を2億6,780万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長(安細隆之君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(安細隆之君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第87号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第87号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第87号についてご説明申し上げます。

平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）別冊をごらんいただきたいと思います。1ページをごらん願います。

議案第87号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,516万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,866万7,000円とするものでございます。

それでは、最初に歳出からご説明しますので、10ページ、11ページをごらん願います。

6款3項1目返還金の関係でございますが、平成25年度分の介護給付費交付金と地域支援事業交付金、それからシステム改修における事務費補助金の精算によりまして、国、県支払い金に返還が生じますことから2,516万円の増額補正をするも

のでございます。なお、介護給付費交付金については、支払い金への返還はなく追加交付になります。

では、次に歳入に戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費交付金69万6,000円の増額補正でございますが、先ほど申し上げましたように支払い基金からの追加交付金ということで、25年の精算によるものでございます。

次に、8款1項4目事務費繰入金、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたシステム改修の関係で、町負担分として19万6,000円を増額補正するものでございます。2項1目介護給付費準備基金繰入金、こちらにつきましては、今回の補正の財源調整ということで準備基金の繰入金2,354万6,000円を増額補正するものでございます。

9款1項1目繰越金につきましては、平成25年度の決算において実質収支額が4,272万2,838円になりましたので、介護給付費準備基金へ4,000万円を積み立て、残りの272万2,838円が平成26年度への繰り越しとなりますので、当初予算に計上しております200万円を差し引き、72万2,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第88号 平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第22、議案第88号 平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第88号 平成26年度亙理町後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の特別会計補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると  
ころによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万  
8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,040万9,000円と  
するものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいた  
だきたいと思います。

2款1項1目61万8,000円を増額し3億1,796万8,000円とするものでございま  
す。11ページに負担金補助及び交付金ということで、今回の61万8,000円につきま  
しては、出納閉鎖期間中に被保険者から納付された保険料、この分について広域  
連合に繰り越しをしながら負担金として納付することになっておるものですか  
ら、その納付された保険料が確定したことから今回予算計上をするものでござい  
ます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きくださ  
い。

4款1項1目61万8,000円を増額補正し161万9,000円とするものでございま  
して、歳出でもご説明したとおり、161万9,000円を広域連合に負担金として納付す  
るために61万8,000円を増額補正するものでございます。

以上、説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたしま

す。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第89号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第89号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第89号について説明申し上げます。

別紙の平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書（第3号）をごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページになります。

議案第89号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,962万6,000円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、亘理中央地区の工業団地南側の鑑川堤とう敷の一部を農林水産省から無償譲渡を受けるための用地測量業務委託料として50万円増額補正するものと、工業団地の西側入り口の整備に伴いまして、亘理土地改良区が所有しております樋門操作等の伝送路電柱の移設が必要となったことから、その移設補償費として84万9,000円増額補正し、亘理土地改良区に移設をお願いするものでございます。

歳入については、8ページをお開きいただきたいと思います。

今説明申し上げました事業費の財源といたしまして、一般会計繰入金と繰越金合わせまして歳出と同額の134万9,000円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番、鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。

11ページ、1款1項1目13節、今説明ありましたけれども、具体的には農林水産省から無償譲渡を受ける具体的な場所と面積と無償譲渡を受ける経過について説明してください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 農林水産省の土地、場所につきましては、中央工業団地の先ほど説明した南側にあります鑑川の堤とう敷、具体的に申しますと南側のちょうど中間部付近に細い人道橋があります。かなり老朽化していますが、その人道橋の工業団地側のいわゆる堤とう敷に三角の隅切り分の土地、農林水産省の土地が残っております。具体的には地番が堂田の174の2ということで、道路敷の脇に三角のいわゆる隅切り分の面積22平米になりますが、その分の土地の譲渡でございませぬ。

震災以前については、この土地について農林水産省から時価で売却という話がありましたが、震災後については、農林水産省のこの隅切り分の土地、農林水産省側でも残ってもしようがないと、それからこの三角の土地が将来的に残ったまま

ですと農水省でも所在不明といいますか管理上大変困難だということで、無償で譲渡したいという話になりまして今回無償譲渡になったいきさつがあります。

それで、場所的には今の舞台アグリイノベーションの今後拡幅予定の堤とう敷の部分になりまして、将来的にはこの道路につける隅切り部分としてこの三角形の部分、道路敷として工事する予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第90号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算  
（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第90号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、これも別冊になりますけれども、亘理町水道事業会計補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第90号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明

いたします。

今回の補正につきましては、改良事業費の委託料及び工事請負費の補正でございます。

第1条 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出 第1款第1項建設改良費、既決予定額2億118万8,000円に3,250万円を追加し、2億3,368万8,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

資本的支出、1款1項3目改良事業費の3,250万円の追加補正につきましては、委託料が1,650万円、これにつきましては、避難道路、町道荒浜大通線への配水管布設のための管路設計業務、それからサニータウン配水池耐震補強実施設計業務、これにつきましては平成25年度で耐震診断を実施したものでございますが、構造物底板及び地盤支持力の改善が必要と判定されたための設計業務でございます。工事請負費につきましては、1,600万円、これについては町道大谷地団地駅前線への配水管布設と愛宕配水場の流入弁の更新工事ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 報告第23号 平成25年度亘理町健全化判断比率及び資金  
不足比率について

日程第26 報告第24号 平成25年度亘理町水道事業会計の資金不足  
比率について

(以上2件一括議題)

議長(安細隆之君) 日程第25、報告第23号 平成25年度亘理町健全化判断比率及び資金  
不足比率について及び日程第26、報告第24号 平成25年度亘理町水道事業会計の  
資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたしま  
す。

[議題末尾掲載]

議長(安細隆之君) 初めに、報告第23号について、当局からの提案理由を求めます。企  
画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) それでは、最初に報告第23号について説明申し上げます。

議案書の103ページをお開きいただきたいと思います。

報告第23号 平成25年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成25年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財  
政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のと  
おり報告するというので、この内容につきましては、平成19年度決算から財政の  
健全化を判断する指標として公表が求められておりますが、本町におきまして  
は、平成25年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国の示  
す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率につ  
いても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり  
赤字の状況を比率であらわすものでありまして、いずれの比率におきましても黒  
字となっているため、数値としてはあらわせないものでございます。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%及び財政再生基準35%とな  
っておりますが、平成25年度の比率につきましては、平成24年度より0.1%下がり  
9.6%となったものでございます。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値と

してあわせないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っている  
ものであります。

次に、資金不足比率につきましては、亶理町公共下水道事業特別会計、わたり温  
泉島の海特別会計、亶理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が  
生じていないため数値としてあわせないものでございます。

以上が報告23号でございます。

議長（安細隆之君） 次に、報告第24号について、当局からの提案理由の説明を求めま  
す。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、次のページ、議案書の104ページをお開きいただ  
きます。

報告第24号 平成25年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明申し  
上げます。

平成25年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の  
健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでござ  
います。

資金不足比率。亶理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が  
生じていないため数値としてあわせないものとなっております。表については  
ハイフン表示ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第23号 平成25年度亶理町健全化判断比率及び資金不  
足比率について及び報告第24号 平成25年度亶理町水道事業会計の資金不足比率  
についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願いま  
す。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ

署 名 議 員 高 橋 晃